

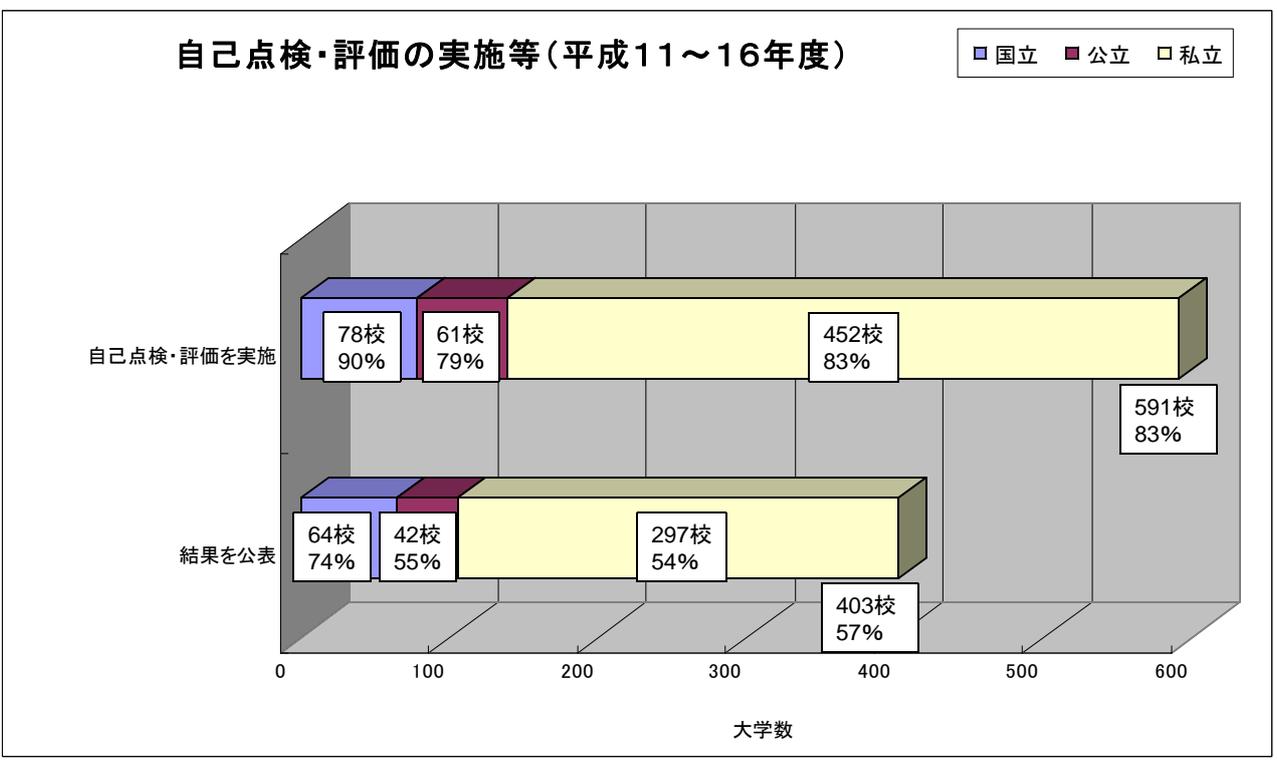
大学評価等について

1. 自己点検・評価（平成3年から努力義務化、平成11年から義務化）
 - ・ 全ての大学が、自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行う。
2. 認証評価（学校教育法に規定、平成16年4月～）
 - ・ 全ての大学が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

自己点検・評価

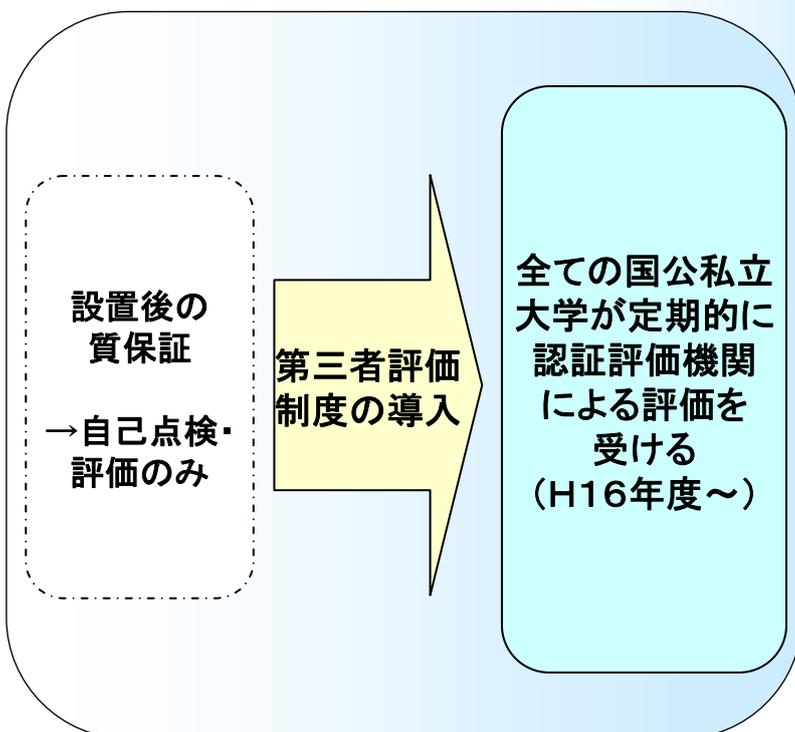
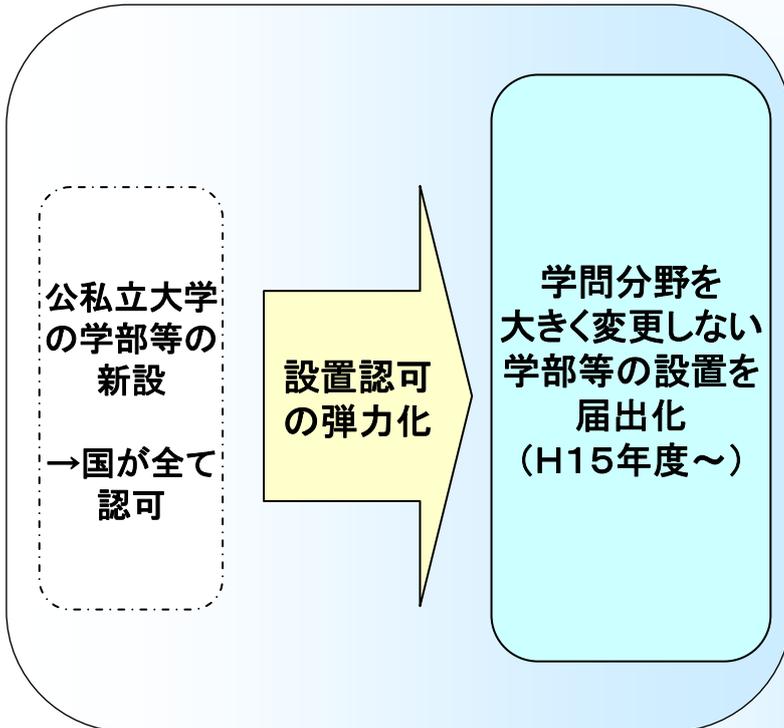
国公私の全ての大学が、自らの教育研究等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、優れている点や改善を要する点などについて自己評価を行う。

平成3年から大学設置基準において努力義務化、平成11年から義務化されており、平成16年度からは学校教育法において規定されている。



新たな質保証システムについて

事前規制から事後チェックへ



時代の要請に柔軟に対応した
教育研究体制づくり

例えば、次のような場合、届出のみで可能

- ・経済学部の中の経営学科を独立させて経営学部を設置する場合
- ・理学部と工学部を統合して理工学部を設置する場合

多様な評価機関による評価によって
大学が自ら主体的に改善

<評価のプロセス>

文部科学大臣が一定の基準に適合する評価機関を認証

①大学が複数の認証評価機関から選択

↓

②認証評価機関が教育研究、組織運営、施設設備の状況について評価を実施

↓

③認証評価機関が評価結果を公表

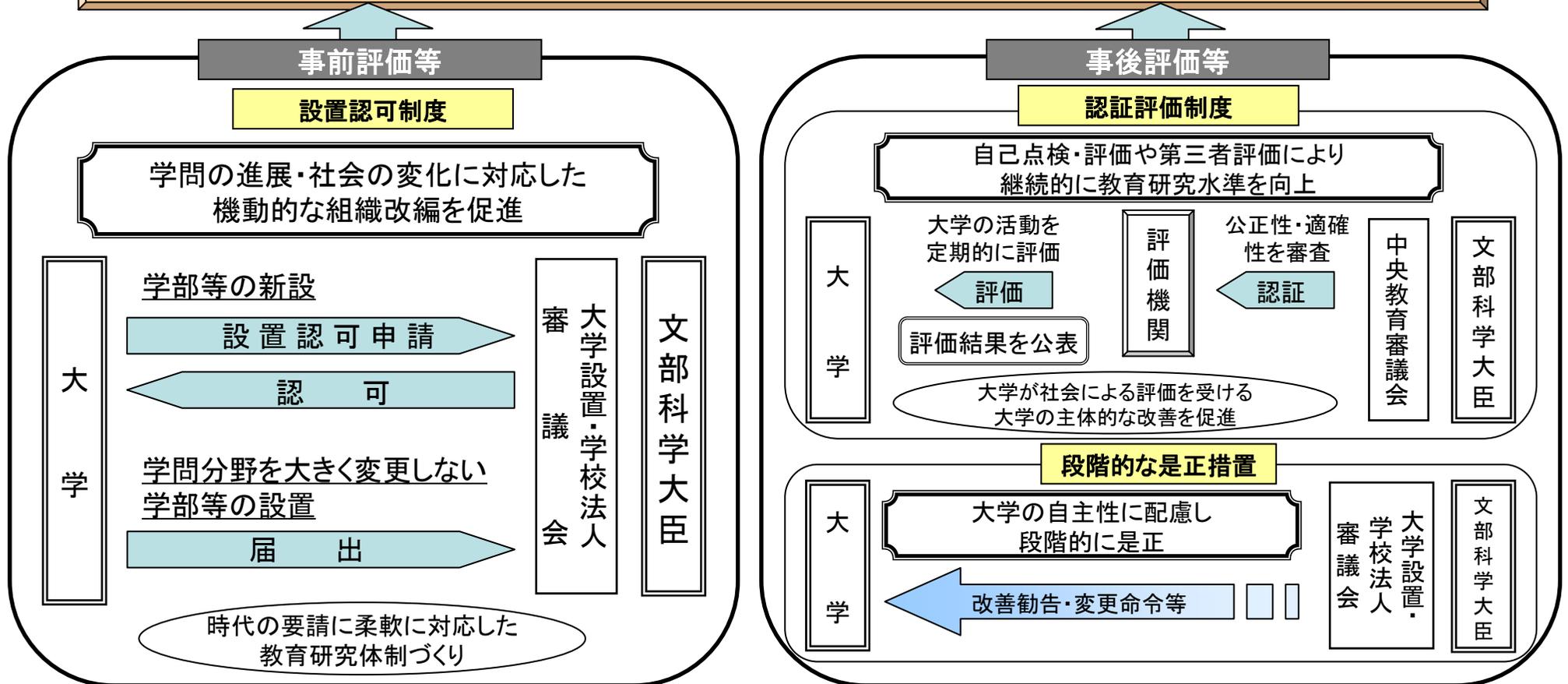
↓

④大学が評価結果を踏まえて主体的に改善

大学の質の保証について

- 【基本的な考え方】 ○一定の事前評価は必要⇒設置認可制度の位置づけの更なる明確化と的確な運用
○認証評価は事後評価の中核⇒認証評価制度の社会への早期定着と発展・充実

事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証



認証評価

国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることとする制度を導入（平成16年4月施行）

目的

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

制度の概要

① 大学等の総合的な状況の評価

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価（7年以内ごと）

② 専門職大学院の評価

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

文部科学大臣による評価機関の認証

- ・ 認証評価機関が定める評価の基準、方法、体制等について、一定の基準（認証基準）を省令により規定
- ・ 認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が認証基準に適合すると認める場合に、中央教育審議会に諮問した上で認証

認証評価機関

- ・ 文部科学大臣から認証された評価機関（平成18年4月現在）
 - （財）大学基準協会（大学の評価）
 - （財）日本高等教育評価機構（大学の評価）
 - （独）大学評価・学位授与機構（大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院の評価）
 - （財）短期大学基準協会（短期大学の評価）
 - （財）日弁連法務研究財団（法科大学院の評価）

○平成16年度 34大学

・財団法人大学基準協会

【大学】:34大学(公立6校、私立28校)

○平成17年度 33大学、32短大、18高専

・財団法人大学基準協会

【大学】:25大学(国立1校、公立5校、私立19校)

・財団法人日本高等教育評価機構

【大学】:4大学(私立4校)

・独立行政法人大学評価・学位授与機構

【大学】:4大学(国立2校、公立2校)

【短大】:2大学(公立2校)

【高専】:18高専(国立17校、私立1校)

・財団法人短期大学基準協会

【短大】:30大学(私立30校)

○平成18年度 73大学、47短大、18高専

・財団法人大学基準協会

【大学】:47大学(公立3校、私立44校)

・財団法人日本高等教育評価機構

【大学】:16大学(私立16校)

・独立行政法人大学評価・学位授与機構

【大学】:10大学(国立7校、公立3校)

【短大】:1大学(公立1校)

【高専】:18高専(国立18校)

・財団法人短期大学基準協会

【短大】:46大学(私立46校)

※ 財団法人日弁連法務研究財団は平成18年度下期から法科大学院を対象に認証評価

を実施予定

※ 独立行政法人大学評価・学位授与機構は平成19年度から法科大学院を対象に認証評価(本評価)を実施予定

※平成16、17年度に99の大学・短大(67大学・32短大)の認証評価を実施(全体の約9%)。

※平成18年4月現在の大学数733、短大数399(学生の募集を停止している大学・短大を除く)

※平成18年度は申請数

年 表

1991	大学設置基準の大綱化	自己点検・評価の導入＝努力義務化
1999	大学設置基準の改定	自己点検・評価の実施・公表 → 義務化 外部評価の導入
2000	大学評価・学位授与機構の設置	第三者評価機関(学位授与機構の改組)
2004	国立大学法人化 公立大学法人制度の創設 認証評価の制度化	企業会計基準による財務諸表の作成・公表 国立大学法人評価システム 国立大学法人と類似の制度 機関別・分野別認証評価＝義務化 自己点検・評価義務 → 法定化
2005	私立学校法の改正	財務情報の公開等

文部科学大臣が認証を行う際の基準

(基準①) 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

＜基準①に係る細目＞

- ア 評価基準が学校教育法及び各設置基準に適合していること。また、評価基準の項目を、大学の特色ある教育研究の進展に資する観点から設定していること。
- イ 評価基準の決定に際し、案の公表など公正性・透明性の確保のための措置を講じていること。
- ウ 評価方法として自己点検・評価の分析及び実地調査を含むこと。
- エ 評価結果の公表の方法は、刊行物への掲載、インターネットの利用が必須であること。
- オ 法科大学院の評価においては、評価方法が適格認定を行うに足るものであること。
- カ 大学評価基準の設定に当たり、以下の事項について評価することとしていること。
 - ・ 大学の総合的な状況の評価については、
 - 1) 教育研究上の基本組織
 - 2) 教員組織
 - 3) 教育課程
 - 4) 施設及び設備
 - 5) 事務組織
 - 6) 財務
 - 7) その他教育研究活動等に関することについて
 - ・ 専門職大学院の評価については、
 - 1) 教員組織
 - 2) 教育課程
 - 3) 施設及び設備
 - 4) その他教育研究活動に関することについて
 - ・ 法科大学院の評価については、
 - 1) 教育活動等の状況の情報提供
 - 2) 入学者の多様性の確保
 - 3) 教員組織
 - 4) 学生数の適正管理
 - 5) 教育課程の編成
 - 6) 授業科目ごとの学生の数の設定
 - 7) 授業の方法
 - 8) 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保

- 9) 授業内容・方法の改善の組織的な実施
- 10) 履修科目の登録の上限の設定
- 11) 法学既修者の認定
- 12) 教育上必要な施設及び設備
- 13) 図書その他の教育上必要な資料の整備について

(基準②) 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

<基準②に係る細目>

ア 評価の業務は、大学関係者及びそれ以外の者が従事(専門職大学院評価にあつては、さらに分野に関する実務経験者が従事)するとともに、大学教員が所属大学の評価に従事しない措置を講じていること。また、評価に従事する者に研修等を実施すること。

なお、法科大学院の認証評価においては、法曹実務経験者が評価の業務に従事すること。

イ 機関別評価と専門職大学院評価を同時に実施する場合には、それぞれ実施体制を整備するとともに、それぞれ経理を区分すること。

(基準③) 評価結果の公表・報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

(基準④) 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。)であること。

(基準⑤) 認証を取り消され、その日から二年を経過しない法人でないこと。

(基準⑥) その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

<基準⑥に係る細目>

ア 大学評価基準、評価方法、評価の実施体制等を公表すること。また、大学から評価の要求があつた場合は、正当な理由がある場合を除き、評価を行うこと。

イ 評価の実績などにより、評価を公正・適確に実施する見込みがあること。

ウ 専門職大学院の評価の実施後、教育課程又は教員組織に重要な変更があつた場合、その変更を把握し、必要に応じ、その変更を評価結果に付記する等の措置を講ずること。

認証評価機関の評価基準（大学の例）

各認証評価機関の評価基準は、それぞれホームページにて公開されております。下記URLをご参照ください。

財団法人 大学基準協会

「各分科会が評価する点検・評価項目、大学基礎データ項目」

<http://www.juaa.or.jp/2005jitumu/jitumusetumeikai/siryoku4.xls>

財団法人 日本高等教育評価機構

「大学評価基準」

<http://www.jiheer.or.jp/download/20050713kijyun.pdf>

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

「大学評価基準（機関別認証評価）」

http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyuu/hyoukahou200603/daigaku/daigaku_kukizyun.pdf